

しゅうろうしえんじぎょうしょ
【就労支援事業所】

じゅうようじこうせつめいしょ
『重要事項説明書』

じぎょうしょ か わ せ み
事業所：□K a w a s e m i 2 7 1 4 4 0 1 4 0 9

ないよう していしゅうろうけいぞくしえん がた
サービス内容：□指定就労継続支援（A型）

しゃかいふくしほうじん もり
社会福祉法人 そうそうの杜

「^{していしゅうろうけいぞくしえん}指定就労継続支援（A型）^{がた} ^{じゅうようじこうせつめいしょ}重要事項説明書」

あなた^{たい}に対する^{しゅうろうけいぞくしえん}就労継続支援（A型）^{がた} サービス提供開始^{ていきょうかいし}にあたり、厚生労働省^{こうせいろうどうしやうれい}令に基づいて^{もと}当事業所^{とうじぎょうしょ}があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを^{ていきょう}提供する^{じぎょうしや}事業者

名 称	社会福祉法人 そうそうの杜
所在地	大阪府大阪市城東区鳴野東 3丁目 18番 5号
電話番号	06-6965-7171
代表者氏名	理事長 荒川 輝男
設立年月	平成 13年 10月 25日

2. 利用施設

K a w a s e m i

事業所の種類	指定就労継続支援（A型）事業所 平成24年10月1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	K a w a s e m i (2714401409)
事業所の所在地	大阪府大阪市城東区中央 1丁目 6番 29号
連絡先	電話番号 06-6935-1111 ファックス 06-6935-1911
管理者	国本 英浩
サービス管理責任者	国本 英浩
サービスの実施地域	大阪市全域
主たる対象者	知的障害者 ・ 身体障害者 ・ 精神障害者 ・ 難病等対象者
定 員	10名
開設年月日	平成24年 10月 1日

3. サービスの^{もくてき}目的・^{うんえいほうしん}運営方針

目 的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労継続支援（A型）のサービスの提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

施設

Kawasemi 外部多機能型事業所

建物の構造	鉄骨造 3階建 1・2階部分
延べ床面積	112.16㎡

主な設備

	部屋数	備考
訓練・作業室	1階 1室	厨房・店舗部分
訓練・作業室	1階 2室	
相談室	1階 1室	
洗面設備	2階 1カ所	
便所	各階 1カ所	
多目的室	2階 1カ所	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	サービス管理責任者兼務
サービス管理責任者	1		1			1	管理者兼務
職業指導員	2	2				2	
生活支援員	2	2				2	

当事業所では厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週35時間）で除した数です。

(1) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00のうち7.5時間）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（9：00～18：00のうち7.5時間）
職業指導員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00のうち7.5時間）
生活支援員	正規の勤務時間帯（9：00～18：00のうち7.5時間）

(2) 営業日と営業時間及びサービス提供日と提供時間

営業日：月曜日～土曜日 / サービス提供日：月曜日～土曜日

(国民の祝日、12月30日～1月3日のうち3日間、8月12日～8月16日のうち3日間を除く。)

(規定に関わらず、行事などにより他の曜日に変更する場合があります。)

営業時間：9：00～21：00 / サービス提供時間：9：00～21：00

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ①飲食店の経営・調理・接客 ②製造・箱折り・袋詰めなどの軽作業 <工賃の支払> 雇用契約を締結した利用者が生産活動に従事した場合は、労働基準法及び最低賃金法、その他関係法令等に基づき、賃金を支払います。 また、雇用契約を締結しない利用者が生産活動に従事した場合は当該利用者に対し、別に定める工賃支払規定に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為に支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費

就労支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等及びについて、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意をえて代行します。	実費 (必要に応じて)
その他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他	実費 (必要に応じて)

<サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者には交付いたしません。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、「自動払込利用申込書」に必要事項をご記入いただき、事業所へ提出してもらい、毎月自動引き落としとなります。

（例外として、当事業所窓口での現金支払い）

8. 利用者の記録及び情報の管理

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・責任者 荒川 輝男 ・窓口担当者 小澤 奈津 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号 06-6965-7171 FAX 06-6167-2622 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
第三者委員	FAX 06-6605-6786 (メールアドレス) h—lin1951@y6.dion.ne.jp
	大熊 章夫 a.ookuma@ezweb.ne.jp
大阪市各区役所 保健福祉窓口	・「別紙1」の各区役所保健福祉窓口一覧表をご参照ください。
運営適正化委員会	・所在地：大阪府大阪府中央区谷町7丁目4番5号 ・電話番号：06-6191-3130 ・FAX：06-6191-5660

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・責任者 荒川 輝男 ・窓口担当者 小澤 奈津 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号 06-6965-7171 FAX 06-6167-2622
------------------	--

11. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 池岡クリニック		
院長名	池岡 清光		
所在地	大阪市城東区関目1丁目18番13号		
電話番号	06-6931-6665		
診療科	内科	入院設備	なし

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
--------	-------------------------

へいじ くんれん 平時の訓練	べつと さだ しやうぼうけいかくしよ のつと ねん かい ひなん ぼうさいくんれん りやうしや ・別途に定める、消防計画書に則り、年1回、避難・防災訓練を、利用者 の方も参加して実施します。
ぼうさいせつび 防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 無 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・室内防火栓 無 <ul style="list-style-type: none"> ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水 3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
しやうぼうけいかく 消防計画	しやうぼうしよ とどけで ひ へいせい ねん がつ 消防署への届出日：平成 年 月 ぼうかかんりしや くにもと ひでひろ 防火管理者：国本 英浩
ほけんかにゆう 保険加入	じこ さいがい そな そんがいばいしやうほけん かにゆう 事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 かにゆうほけんかいしやめい ほけん 加入保険会社名：A I U保険 かにゆうほけんないよう かせいほけん 加入保険内容：火災保険

1.3. とうじぎやうしよ りやう さい りゆうい じこう
 1.3. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

せつび きぐ りやう 設備・器具の利用	じぎやうしよない せつび きぐ ほんらい とうぼう 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。 これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく ことがあります。
きつ えん 喫煙	ぜんかんきんえん 全館禁煙です。
きちやうひん かんり 貴重品の管理	きちやうひん りやうしよ せきにん かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理の できない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお 願いします。
しゅうきやうかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動、 えいりかつどう 営利活動	りやうしや しそ しのう じゆう 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動 せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりよ 政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

記：平成26年4月1日改訂

記：平成27年5月1日改訂

記：平成28年8月1日改訂

記：平成30年10月1日改訂

1 4. 利用開始年月日

平成 年 月 日 より利用開始いたします。

平成 年 月 日

指定障害者福祉サービス就労継続支援A型 K a w a s e m i の提供及び利用の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：K a w a s e m i

説明者職名：管理者 兼 サービス管理責任者 ⑩ 氏名：小澤 奈津 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労継続支援A型K a w a s e m i の
提供及び利用について重要事項の説明を受けました。

利用者住所：〒 _____

氏 名： _____ 印

代理人住所：〒 _____

氏 名： _____ 印

続 柄： _____

各区保健福祉センター保健業務担当一覧		
区名	担当名	電話番号
北区	保健福祉課(健康づくり)	06-6313-9882
都島区	保健福祉課(運営)	06-6882-9882
福島区	保健福祉課(運営)	06-6464-9882
此花区	保健福祉課(地域保健)	06-6466-9882
中央区	保健福祉課(運営)	06-6267-9882
西区	保健福祉課(地域保健)	06-6532-9882
港区	保健福祉課(保健運営)	06-6576-9882
大正区	保健福祉課(健康づくり)	06-4394-9882
天王寺区	保健福祉課(健康推進)	06-6774-9882
浪速区	保健福祉課(保健)	06-6647-9882
西淀川区	保健福祉課(運営)	06-6478-9882
淀川区	保健福祉課(健康づくり)	06-6308-9882
東淀川区	保健福祉課(健康づくり)	06-4809-9882
東成区	保健福祉課	06-6977-9882
生野区	保健福祉課(健康増進)	06-6715-9882
旭区	保健福祉課(保健衛生)	06-6957-9882
城東区	保健福祉課(保健)	06-6930-9882
鶴見区	保健福祉課(健康づくり)	06-6915-9882
阿倍野区	保健福祉課(地域保健)	06-6622-9882
住之江区	保健福祉課(健康支援)	06-6682-9882
住吉区	保健福祉課(健康推進)	06-6694-9882
東住吉区	保健福祉課(保健・健診)	06-4399-9882
平野区	保健福祉課(地域保健)	06-4302-9882
西成区	保健福祉課(地域保健)	06-6659-9882